

【本 文】

令和 8 年 6 月 2 7 日

下妻市総務部消防防災課

防災事業説明会資料

【お礼】

皆様には、本市防災行政に対してご理解ご協力を賜り誠に有難うございます。

特に、昨年11月の総合防災訓練、本年5月下旬の水害対応避難訓練、先般実施させて頂いた防災アンケート及び今回の防災事業説明会には、ご多忙のところご協力を賜り、重ねて御礼申し上げます。

【はじめに】

「我が自治区はハザードマップ浸水地域外にあるから大丈夫」「これまでに大きな地震が起きたことがない」だから「大きな災害は起きない」と耳にすることがあります。一方で、近年被災された方の話では、「これまでに経験したことの無いような浸水が起きた」「まさかこんなに大きな地震が起きるとは思わなかった。備えが不十分だった。」など後悔する話も耳にします。

近年の風水害を振り返ると、平成27年9月関東・東北豪雨（2015年）による鬼怒川の堤防決壊、平成30年7月豪雨 / 西日本豪雨（2018年）による岡山県真備町などにおける浸水被害、令和元年台風第19号（2019年）による千曲川（長野県）や阿武隈川（福島県）などの堤防決壊、令和6年9月 能登半島豪雨（2024年）による震災被害地の河川氾濫や土砂災害などの大規模な風水害は毎年のように発生しています。

また、大規模地震についても東日本大震災(2011年3月11日)をはじめ、平成28年熊本地震（2016年4月）、大阪府北部地震（2018年6月18日）、北海道胆振東部地震（2018年9月6日）、福島県沖地震（2022年3月16日）、令和6年能登半島地震（2024年1月1日）など、最近30年間で震度6弱以上の地震は70回も発生しています。

首都直下地震や南海トラフ巨大地震の発生は、切迫しており、いつ発生してもおかしくないとされています。また、台風や線状降水帯も温暖化の影響で巨大化し、甚大な被害をもたらすことが危惧されています。

このような状況の中、地域の防災力を高めることは喫緊の課題であり、かけがえない大切な命を守るため、地域の皆様のご協力を、心よりお願い申し上げます。

別紙1「震度6弱以上の地震の発生状況」

1 自主防災組織（自主防災会）設立及び活性化事業について

近年の災害経験から地域における助け合い（共助）の重要性が再認識され、全国的に自治会等を中心とした自主防災組織設立促進がなされているところであり、下妻市においても促進を図っているところですが、自主防災組織の市内設立数は、昨年より2組織増えて、本年6月1日現在で、90組織になりましたが、自治会のカバー率は62%とまだまだ低い状況にあります。加えまして、設立している自主防災会の防災活動についても一般的に低調です。

このようなことから、自主防災組織の設立促進と同組織の防災活動の活性化を図るために、「自主防災組織の結成事業補助金」や「資機材等整備・維持事業補助金」さらには、自主防災組織が実施する防災活動に補助金を交付する「防災活動事業補助金」が制度化されています。

自主防災組織が結成されていない自治区等におかれましては、これを機に地域での防災力を高めるために、ぜひとも御結成頂きますようお願い致します。（世帯数が少ない場合は近隣の自治区との合同での設立も可能です）

また、既に設立されている自主防災会の皆様におかれましては、補助金制度をご活用いただき、防災訓練や防災講話を実施して頂きますよう宜しくお願いいたします。

なお、自主防災組織の設立や防災訓練・防災講話の実施について、消防防災課においてご相談いただけますので、お気軽にお越しいただきますようお願いいたします。

別紙2「自主防災組織範囲内自治区名一覧」

別紙3-1「自主防災組織を作りましょう」

別紙3-2「下妻市の自主防災組織に対する補助金について」

別紙3-3「自主防災会規約（例）」

別紙3-4「自主防災組織編制・任務分担表（例）」

2 避難行動要支援者の避難支援について

高齢者や障害のある方など、単独で避難が難しい方（「避難行動要支援者」といいます）の避難支援には、地域の皆様のご協力を得ることが極めて重要であると考えております。

このため市では、「避難行動要支援者名簿」を作成し、地域の方々の安否確認・避難支援等に役立てて頂くための取り組みを進めています。

この名簿は、「避難行動要支援者」のうち、避難支援をする関係者にあらかじめお

配りする「避難行動要支援者名簿」に掲載することに同意された方々の名簿で、民生委員や希望する自治区長等にお配りするものです。名簿は個人情報が含まれることから、適切に管理して頂くことになりますが、平素から避難行動要支援者等と話し合っていたことで、いざという時の円滑な避難支援につながればと考えております。

市では、毎年「避難行動要支援者名簿」を更新しておりますが、本年度も5月に名簿を更新したことから、新名簿の交付を開始しました。6月10日号のお知らせ版にも交付要領を掲載しておりますが、希望される自治区長、代表区長、自主防災会会長の皆様は市役所3階の消防防災課において交付しますので、マイナンバーカードや免許証など身分の分かるものを携行してお越し頂きますようお願いいたします。なお、古い名簿をお持ちの方は、この際にご返納いただきますようお願いいたします。

さらに、福祉事業者、民生委員等のご協力を得て、希望する避難行動要支援者に対して個別の避難計画作成を行っております。この計画には、ご近所等で避難支援して頂く方を予定しておくことが必要になりますので、避難支援をして頂く方々の人選に関しましては、福祉事業者や民生委員等の方がご相談に伺うこともあるかと思いますが、この際は、可能な範囲でご協力賜りますよう宜しくお願い致します。

別紙4 避難行動要支援者の避難支援について

3 令和8年度総合防災訓練について

実施については以下により調整をいたします。

(1) 実施日 令和8年11月21日（土）

(2) メイン会場訓練

会場：イオンモール下妻（北西駐車場他）

対象：全自治区・自主防災会等

実施内容：「人命救助訓練」「搬送訓練」「消火訓練」等を実施

その他、楽しく学べる「体験コーナー」「試食コーナー」等予定

(3) 避難訓練&防災講話

開設避難所：千代川中学校、宗道小学校、大形小学校の体育館、やすらぎの里
しもつま

対象：千代川中学校区の自治区・自主防災会等を対象

※千代川中学校区の自治区・自主防災会の皆様には、避難訓練及びメイン会場訓練の両方に参加して頂けます。

※千代川中学校区以外の自治区・自主防災会の皆様には、メイン会場の訓練にぜひ参加又は見学して頂き、自治区・自主防災会の訓練の参考にするなど地域の防災力向上にご活用いただけたらと存じます。

※自主防災会が自主防災会の事業として、本訓練にご参加いただく場合は、防災活動事業補助金制度（年度1回限り）の活用ができますので、事前に消防防災課にご相談ください。

※9月～10月頃に、防災訓練ご参加のご案内を送付させて頂く予定です。

別紙5－1 令和8年度総合防災訓練概要（案）

別紙5－2 令和8年度総合防災訓練で自治区や自主防災会等に参加をお願いする訓練について

4 下妻市小学校区単位防災活動事業費補助金交付制度（新規）について

市では、地域の防災力の強化を図るための小学校区単位の防災活動については、以下の点で効果があると考え、昨年より新たな補助金交付制度を新設しました。

○小規模の自治区等でも防災訓練に参画できること

○自治会等の間の連携強化が期待できること

○防災訓練に対する市の助言や支援などが実施しやすいこと

制度の概要は、市内の自治区又は自主防災組織が小学校区単位（下妻小学校区にあつては、4つに区分した地区単位も含む）で共同して行う防災訓練、防災講話その他の地域における防災力の強化を目的とした活動に対して、補助対象経費の合計額（限度額20万円）を交付するものです。

詳しくは、防災活動事業を実施する前に消防防災課までお問い合わせ願います。

別紙6「小学校区単位防災活動事業費補助金制度の概要」

5 避難所のトイレ対策事業について

市では、避難所におけるトイレ環境の改善のための以下の取組みを行っています。

- ① 各避難所に屋内用の簡易トイレ（凝固剤使用）を備蓄しています。
- ② 各避難所に屋外用のテント式のトイレセットを備蓄しています。
- ③ 令和7年度に各避難所に屋外用の組立式個室トイレ各2基を整備しました。
- ④ 令和7年度に軽トラックの移動トイレを2台導入しました。

皆様には災害時に水洗トイレが使用できない場合の備えをお願い致します。

別紙7「避難所のトイレ対策事業」

6 災害時被害状況等報告について

市では、災害時に市民からの電話が集中し、緊急性の高い連絡が取りづらくなることが危惧されることから、自主防災会長、自治区長等がスマホで緊急報告・要請等を行えるようにしました。

※令和８年度「区長の手引き」の裏表紙に記載があります。

災害時に緊急性の高い報告・要請等が埋もれないようにするため
一般市民の方にはお知らせしていませんことをご承知下さい。

別紙８－１「自治区長等からの災害時被害状況等報告」（令和８年度）

別紙８－２「災害時被害状況等報告アプリ（令和８年度）スマホ画面」

【問合せ】 平常時：消防防災課 災害時：総務課

7 「災害時地域内井戸共有協定」締結モデルの普及

市では、自治区等の地区内にある個人保有の井戸について、災害時に生活用水として、地区内の住民等が活用できるような仕組み作りが有効であるとして、自治区・自主防災会主体の「災害時地域内井戸共有協定」締結モデルの普及について、検討しているところです。

その内容としては、市がモデルとなる協定書・運用ルールのひな型を作成し、各自治区・自主防災会がこれに基づいて、地区内の井戸保有者と話し合いをして頂き、協定を締結して頂くものです。市は必要な支援・助言をおこないます。

別紙９－１「災害時地域内井戸共有協定」締結モデルの普及計画（案）

別紙９－２「災害時地域内井戸の共有に関する協定書（一例）」

別紙９－３「井戸使用ルール（一例）」

8 その他

(1) 別紙１０「令和７年度総合防災訓練等の実施結果について」

(2) 別紙１１「防災に関するアンケートの結果（抜粋）について」

※アンケート結果の全文は、市のホームページに掲載中です。

【問合せ】 下妻市役所 消防防災課危機管理室 電話番号：４３－８３０６